

秋田県 産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	秋田県
許可番号	00504010535
許可期限	令和9年2月3日

取り扱う 廃棄物 の 種類	燃え殻	○
	汚泥	○
	廃油	○
	廃酸	○
	廃アルカリ	○
	廃プラスチック類	○
	紙くず	○
	木くず	○
	繊維くず	○
	動植物性残さ	○
	動植物系固形不要物	○
	ゴムくず	○
	金属くず	○
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○
	鉱さい	○
	がれき類	○
	動物のふん尿	○
動物の死体	○	
ばいじん	○	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	○	
石綿含有産業廃棄物	○	
廃自動車等破砕物	○	
備考		

青森県 産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	青森県
許可番号	00201010535
許可期限	令和8年5月8日

取扱う 廃棄物の 種類	燃え殻	○
	汚泥	○
	廃油	○
	廃酸	○
	廃アルカリ	○
	廃プラスチック類	○
	紙くず	○
	木くず	○
	繊維くず	○
	動植物性残さ	○
	動植物系固形不要物	○
	ゴムくず	○
	金属くず	○
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○
	鉱さい	○
	がれき類	○
	家畜ふん尿	○
家畜の死体	○	
ばいじん	○	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	○	
備考		

これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除き、自動車等破砕物を含み、金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについて石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

岩手県 産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	岩手県
許可番号	00300010535
許可期限	令和8年12月12日

取扱う 廃棄物の 種類	燃え殻	○
	汚泥	○
	廃油	○
	廃酸	○
	廃アルカリ	○
	廃プラスチック類	○
	紙くず	○
	木くず	○
	繊維くず	○
	動植物性残さ	○
	動植物系固形不要物	○
	ゴムくず	○
	金属くず	○
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○
	鉱さい	○
	がれき類	○
	家畜ふん尿	○
家畜の死体	○	
ばいじん	○	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	○	
備考		

これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物であるものを含む。また、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

宮城県 産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	宮城県
許可番号	00400010535
許可期限	令和8年5月15日

取扱う 廃棄物の 種類	燃え殻	○
	汚泥	○
	廃油	○
	廃酸	○
	廃アルカリ	○
	廃プラスチック類	○
	紙くず	○
	木くず	○
	繊維くず	○
	動植物性残さ	○
	動植物系固形不要物	○
	ゴムくず	○
	金属くず	○
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○
	鉱さい	○
	がれき類	○
	家畜ふん尿	○
家畜の死体	○	
ばいじん	○	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	○	
備考		

これらのうち、石綿含有産業廃棄物を含む。廃プラスチック類・金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を含む。

山形県 産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	山形県
許可番号	0609010535
許可期限	令和7年11月25日

取扱う 廃棄物の 種類	燃え殻	○
	汚泥	○
	廃油	○
	廃酸	○
	廃アルカリ	○
	廃プラスチック類	○
	紙くず	○
	木くず	○
	繊維くず	○
	動植物性残さ	○
	動植物系固形不要物	○
	ゴムくず	○
	金属くず	○
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○
	鉱さい	○
	がれき類	○
	家畜ふん尿	○
家畜の死体	○	
ばいじん	○	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	○	
備考		

これらのうち、石綿含有産業廃棄物を含む。廃プラスチック類・金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を含む。

福島県 産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	福島県
許可番号	00707010535
許可期限	令和6年3月3日

取扱う 廃棄物の 種類	燃え殻	○
	汚泥	○
	廃油	○
	廃酸	○
	廃アルカリ	○
	廃プラスチック類	○
	紙くず	○
	木くず	○
	繊維くず	○
	動植物性残さ	○
	動植物系固形不要物	○
	ゴムくず	○
	金属くず	○
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○
	鉱さい	○
	がれき類	○
	家畜ふん尿	○
家畜の死体	○	
ばいじん	○	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	○	
備考		

これらのうち、石綿含有産業廃棄物を含む。廃プラスチック類・金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を含む。

## 新潟県 産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	新潟県
許可番号	01559010535
許可期限	令和9年5月16日

取扱う 廃棄物の 種類	燃え殻	○
	汚泥	○
	廃油	○
	廃酸	○
	廃アルカリ	○
	廃プラスチック類	○
	紙くず	○
	木くず	○
	繊維くず	○
	動植物性残さ	○
	動植物系固形不要物	○
	ゴムくず	○
	金属くず	○
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○
	鉱さい	○
	がれき類	○
	家畜ふん尿	○
家畜の死体	○	
ばいじん	○	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	○	
備考		

これらのうち、石綿含有産業廃棄物を含む。廃プラスチック類・金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を含む。